

令和8年7月に契約した一者随意契約の契約案件

※ 契約金額が随意契約限度額(消費税込)超を公表

	番号及び名称
1	雪浦地区農業集落排水処理施設機能診断業務委託
2	西彼中学校パソコン室屋上防水修繕
3	西濱住宅1 101・102号室内部雨漏修繕
4	松島地区公民館改修工事 契約内容一覧表
5	農地災害復旧事業査定設計業務委託
6	第1別館情報システム専用非常用発電機緊急修繕

様式第6号（第14条関係）

業 務 番 号	第14055号	
業 務 名	雪浦地区農業集落排水施設機能診断業務委託	
業 務 場 所	西海市大瀬戸町内	
業務の種類	下水道	

請 負 人 住所・氏名	長崎県長崎市大黒町9-17	
	長崎県土地改良事業団体連合会	
	会長 古川 隆三郎	

公 表 期 限	令和9年 7月31日まで	
---------	--------------	--

契 約 年 月 日	令和8年 7月30日	
第 回 契約変更年月日		
第 回 契約変更年月日		
第 回 契約変更年月日		

請負代金金額（当初）	3,773,000円	
第 回 変更請負代金金額		
第 回 変更請負代金金額		
第 回 変更請負代金金額		

工 期	着工年月日	令和8年 7月30日
	竣工年月日	令和9年 3月31日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

本業務は一貫した援助体制を要するため、対象施設建設時の当初設計を行った業者との随意契約とする。
（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用）

契 約 内 容 一 覧 表(業務)

令和8年度

概 要
施設の現地調査を行い、健全度の判定を行うもの。農業集落排水施設における機能強化事業の一環として、農村整備事業の活用を目指し、維持管理適正化計画や最適整備構想の作成に資するもの。雪浦地区農業集落排水施設（管路施設・処理施設） 1処理区
第 回 変更概要
第 回 変更概要
第 回 変更概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項

修繕番号	第70031号
修繕名	西彼中学校パソコン室屋上防水修繕
修繕場所	西海市西彼町喰場郷 地内
修繕の種類	その他（修繕）

請負人 住所・氏名	長崎県西海市西彼町下岳郷2385 (有)コスモ建設 代表取締役 井上 拓哉
--------------	---

公表期限	令和 年 月 日まで
------	------------

契約年月日	令和8年 7月 6日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	4,043,765円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工期	着工年月日	令和8年 7月 6日
	竣工年月日	令和8年10月 3日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

令和8年6月22日から26日にかけて続いた大雨によって、西彼中学校パソコン室において雨漏りが起こり、天井の崩落並びに端末等機械の水濡れが発生した。 生徒及び教職員の安全確保の面において支障があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により緊急修繕を実施するもの。

契 約 内 容 一 覧 表(修繕)

令和8年度

概要
屋上防水修繕 S=128.30㎡
第 回 変更概要
第 回 変更概要
第 回 変更概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項

修繕番号	第70032号
修繕名	西濱住宅1 101・102号室内部雨漏修繕
修繕場所	西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷 地内
修繕の種類	その他（修繕）

請負人 住所・氏名	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2323
	福島建設㈱
	代表取締役 林田 俊一郎

公表期限	令和 年 月 日まで
------	------------

契約年月日	令和8年 7月 1日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	1, 133, 000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工期	着工年月日	令和8年 7月 1日
	竣工年月日	令和8年 9月28日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

6月22日から24日にかけての大雨の際、屋上に雨水が溜まり、プール状に冠水した。その結果、水位が上昇し、配管の継ぎ目や隙間から雨水が漏れ出し、下階へ浸入・流出した。この影響により、当該住宅の101号室および102号室が雨漏り、浸水し、床や天井の貼り替えが必要となるほか、住居の移動が必要な状況となった。これらの被害に対応するため、緊急修繕を実施するもの。

契 約 内 容 一 覧 表(修繕)

令和8年度

概要
床と天井の貼り換え、照明器具の設置、エアコンの移設。
第 回 変更概要
第 回 変更概要
第 回 変更概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項

様式第6号（第14条関係）

工 事 番 号	第72039号
工 事 名	松島地区公民館改修工事
工 事 場 所	西海市大瀬戸町松島内郷 地内
工事の種類	建築一式

請 負 人 住所・氏名	長崎県西海市西海町木場郷544 (有)山田建設 代表取締役 山田 美恵子
----------------	--

公 表 期 限	令和9年 7月31日まで
---------	--------------

契 約 年 月 日	令和8年 8月 5日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	8,085,000円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和8年 8月 6日
	竣工年月日	令和8年11月 3日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

・当該施設は、屋上防水、外壁の経年劣化から雨漏りにより、内装まで被害があり、一部使用制限を行っており、市民の利用に支障をきたしており、早期復旧が必要。 ・早期に復旧を行うため令和8年4月から2度の入札を執行しているが、1度の不調と1度の不落となっている。 ・既に台風・大雨が予測される時期を迎え、安全な環境の確保と施設の保全を早急に図る必要がある。 上記の理由から、西海市建設工事入札制度要綱第4条ただし書きの規定に基づき、2度目の入札において 応札の意向があった（有）山田建設との随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の適用)

契 約 内 容 一 覧 表(工事)

令和8年度

概 要
建築工事 N=1式、電気設備工事 N=1式、機械設備工事 N=1式
第 回 変更概要
第 回 変更概要
第 回 変更概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項

業 務 番 号	第88031号
業 務 名	農地災害復旧事業査定設計業務委託
業 務 場 所	西海市内
業務の種類	農業土木

請 負 人 住所・氏名	長崎市大黒町9番17号
	長崎県土地改良事業団体連合会
	会長 古川 隆三郎

公 表 期 限	令和9年 7月31日まで
---------	--------------

契 約 年 月 日	令和8年 7月31日
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	
第 回 契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	2,325,400円
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	
第 回 変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和8年 8月31日
	竣工年月日	令和8年12月28日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

被災農地の早期復旧を図るため、農地等災害復旧事業に精通し、本市と共通の積算システムを利用できる長崎県土地改良事業団体連合会と随意契約としたい。

契 約 内 容 一 覧 表(業務)

令和8年度

概 要
【業務概要】、 測量業務 N=1式、 実施設計書作成 N=7地区
第 回 変更概要
第 回 変更概要
第 回 変更概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項

様式第6号（第14条関係）

修繕番号	第108015号	
修繕名	第1別館情報システム専用非常用発電機緊急修繕	
修繕場所	西海市役所第1別館	
修繕の種類	電力	

請負人 住所・氏名	長崎県長崎市栄町1-25長崎MSビル	
	太平ビルサービス(株) 長崎支店	
	支店長 高木 良太	

公表期限	令和 年 月 日まで	
------	------------	--

契約年月日	令和7年 7月17日	
第 回 契約変更年月日		
第 回 契約変更年月日		
第 回 契約変更年月日		

請負代金金額（当初）	8,615,200円	
第 回 変更請負代金金額		
第 回 変更請負代金金額		
第 回 変更請負代金金額		

工期	着工年月日	令和8年 7月17日
	竣工年月日	令和9年 3月31日
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		
第 回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

緊急修繕を執行するにあたり、当該事業者が情報システム専用非常用発電機の設備点検事業者であり、当該事業者でなければ機器の構成が把握できず、原因究明ができないため。
--

契 約 内 容 一 覧 表(修繕)

令和8年度

概要
災害発生時等の停電においてもサーバー機器類を継続して使用できるよう第1別館に据え付ける「情報システム専用非常用発電機」について、基板の故障が判明したため緊急の修繕を行う。また、修繕が完了するまでの期間、代替機の借上を行う。
第 回 変更概要
第 回 変更概要
第 回 変更概要

第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項
第 回 変更理由条項